

2020年10月5日

国立大学法人金沢大学
学長 山崎 光悦 様

金沢大学教職員組合
執行委員長 市原 あかね

SARTRAS への届け出に関する申入れ

7月31日付けの「『遠隔授業に係る著作権に関する要請（通知）』に関する申入れ」への回答を踏まえて、改めて以下のとおり申し入れます。担当理事との懇談を求めます。

記

1. 35条が適用されるよう指定管理団体（SARTRAS）に届け出を行うこと。

7月31日付けの回答にある、SARTRASの現状については同意しますが、そこでの説明では教員の不安は払拭されませんし、教員の教育実践の不適切さによって「著作権に関する課題の顕在化」が起きているかの理解は承諾しかねます。今年度 SARTRAS に参加しないとしたこと、その際の説明が著作権に関わる教員の状況についてあまりに無理解であることから、教員に大きな不安をもたらしました。そのことをしっかりとご理解いただきたく、(2)で問題点を説明し、再度届け出を行うことを要請します。

教員にとってこの制度が重要なのは、当該団体への補償金の支払いによってインターネットを利用した「公衆送信」型授業においても個別許諾が必要なくなるとされているからです。届出を行わず補償金を支払わないということは、教員の著作物等の利用が適切であっても、授業を公衆送信の形態で実施する限り著作権者の許諾を得るという膨大な負担を教員が負わざるを得なくなります。先日の回答を読んだ際には、こうした教員の不安とその結果生じる教育労力の増大や教育の質低下の可能性を全く理解されていないことに愕然としました。

確かに、本来であれば事前に補償金額の積算方法が示されるべきでしょう。しかし今回、「授業目的公衆送信補償金制度」が、予定より1年前倒しで緊急かつ特例的に施行された理由は、新型コロナ対応としてほぼ全ての大学で準備が

不十分なまま遠隔授業を実施せざるを得ない状況のなかで、①遠隔授業においても対面授業と同様の授業レベルを維持すること、②そのために、対面授業と同じレベルの教材を、対面授業と同様に著作権者の許諾なく公衆送信できる仕組みを整える必要があったからです。旧帝大を中心に制度の早期施行を求める要請が文化庁になされていますし、現に「概ね 7-8 割の大学が、国立大学では 8-9 割が」（SARTRAS に確認）届出をしており、本学のように届出をしていない大学は少数派です。

今年度について補償金の支払いが不要であるのは経緯と現状を踏まえた特例的な措置であり、著作権者への補償金の分配がなされないことは SARTRAS の本質的な問題ではなく、届出をしない理由にはなり得ません。

「授業目的公衆送信補償金制度」のねらいは、著作権者の権利を守ることと同時に、著作物利用者の利便性の確保、著作権侵害の回避、損害賠償リスクの回避でもあります。今年度届け出をしないと決めたことと、その際の説明は、教員が真摯に取り組む教育活動に関わる著作権問題に対しあまりに無理解で、教材作成の実態を無視したものです。授業を担当している教員のリスク回避と不安解消、そして負担の発生・教育の質低下の回避の観点から、35 条の効力を有効化するために届け出を行うこと求めます。

(7/31 付けの回答)

指定管理団体（SARTRAS：以下、当該団体）に届け出を行わないこととした理由は、主として「現時点において当該団体の『補償金』における対応が明確でない」と判断したためです。

現時点において当該団体は「補償金を適正に分配するためには、具体的にどの著作物が公衆送信されたのか」を詳細に把握していませんので、補償金の適正な請求及び分配能力・機能がないと考えます。

また、当該団体は『2020 年度は「無償」ですので補償金の分配はありません』としており、仮に申請を行ったとしても、利用した著作物の権利者には補償金が分配されず、現時点において当該団体は補償金の支払い能力・機能がないと考えます。

つまり、現時点において当該団体は、その主たる業務であるはずの「請求及び補償能力」を有していないものと判断しました。

2. SARTRAS に届け出を行わないことによる教育への悪影響について。

(1) 教員の負担

7月31日付けの回答は、届け出を行わないことによって遠隔授業を行う教員が新たに負うことになる労力を一切無視したものであると同時に、著作物の利用について誤った理解を促しかねないものです。

届け出（と補償金の支払い）を行うか否かで「公衆送信」に伴う著作権侵害のリスクと教員の対応は全く変わります。このまま SARTRAS への届け出を行わないのなら、遠隔授業時には、対面授業で用いていた著作物を利用した教材のままでは許諾が必要になる場合が生じます。公開されている資料の URL を貼

り付けて事足りる場合はいいですが、それではすまない教育も多数存在します。その場合は、学生に紙媒体で別途配布・郵送する手間をかけるか、利用可能な別の資料を探す、授業内容を変更する等の対応を行うこととなります。大きな変更を迫られる場合は、当然、資料の再作成が必要となります。これらは、届け出をしないことに起因する負担の発生です。

大学の回答は、著作権侵害について一般的な啓発文の域を超えるものではありません。教員が困難な状況に陥ることを意図的に無視しているのであれば、許しがたい態度です。遠隔授業としてこれまでにない工夫を強いられている上に、「公衆送信」に関わる 35 条の適用を受けられなくなる不安から、様々な負担が発生しかねない状況であることをしっかりと理解していただきたいと考えます。

(7/31 付けの回答)

教員は授業形態（対面・遠隔）を問わず、著作物の使用において、常に以下の判断を行う必要があると考えます。

- 著作物の複製範囲は「その必要と認められる限度内」か。
- 著作物の複製によって「著作権者の利益を不当に害すること」がないか。

(中略)

上記の判断を行っている授業担当教員は、本学の申請の如何を問わず、著作権法第 35 条に基づく著作物使用を行って差し支えありません。

(中略)

「期せずして著作権を侵害してしまった際に何らかのペナルティーが発生する」リスクは、「当該団体への申請の有無」で影響を受けるものではありません。

(2) 授業水準の低下による教育効果の低下

またこうした対応の結果、授業水準を低下させざるを得なくなる可能性を指摘する声も寄せられています。この間の遠隔授業に際し、各教員は、対面授業と同水準の教育を実現するために様々な努力をしてきましたが、大学として SARTRAS に届け出をせず「公衆送信」への対応行っていないことに起因して、教材としての作成・配布を躊躇している資料があること、「公衆送信」として著作権侵害にならないように工夫するために時間を取られかなりのオーバーワークとなっており心身共に疲弊しているなど、対面授業と同様の質を保つことは難しい状況となっています。

このことは教員の労働問題に留まらず、サービスを受ける学生の問題でもあります。学生からは、現在の遠隔授業について、対面授業を前提に設定されている授業料を支払うことへの不満が上がっています。適切な授業水準を維持するためにも、大学として（現場の教師に押しつけるのではなく）責任ある対応をすべきです。

以上